

令和 5 年 4 月
農林水産省共済組合

農林水産省共済組合員の皆様へ

マイナンバーカードの共済組合員証（健康保険証） としての利用促進等のお願い

1. マイナンバーカードの共済組合員証（健康保険証）としての利用促進

（１）マイナンバーカードを共済組合員証として利用した場合、本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも今まで使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるほか、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払の免除がされるなどのメリットがあります。

（２）申込み方法

マイナンバーカードを共済組合員証として利用するためには、御自身による申込みが必要です。

詳しくは別添パンフレットもしくは以下のURLをご覧ください、マイナンバーカードの共済組合員証としての利用促進にご協力をお願いします。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

<参考>

令和5年4月2日現在、マイナンバーカードの健康保険証利用の運用を開始している医療機関・薬局は総施設数の67.3%、既に申込を行っている総施設は92.1%になり、運用を開始する施設が大幅に増加していく予定です。

・現在、利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省HPを参照願います。

「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

・しばらくの間は、マイナンバーカードを利用する場合も共済組合員証の持参をお願いします。

2. 公金受取口座の登録について

（１）緊急時の給付金、年金、国税の還付などの公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座をマイナンバーとともにあらかじめ国（デジタル庁）に

登録し、給付を行う行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができるようにするものです。この登録される口座を、公金受取口座といいます。

この登録により、給付金申請の都度の口座情報の提出、確認は不要となり、給付金などをより迅速に受け取ることができるようになります。

(2) 公金受取口座の登録方法

マイナポータル経由での登録をお願いします。登録にはマイナンバーカード等が必要です。マイナポータルにログインし、「口座情報の登録・変更」から登録をしていただけます。

詳細は以下のURLをご参照ください。

(<https://img.myna.go.jp/manual/03-14/0194.html>)

3. マイナンバーカードを取得されていない組合員及び被扶養者の方

まだマイナンバーカードを取得されていない組合員及び被扶養者の方におかれましては、マイナンバーカードを取得するとともに、共済組合員証としてご利用されますようお願いいたします。